



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会社名 ダイヤモンド電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 小野 有理
(コード番号 6895 東証第二部)
問合せ先 執行役員 CFO 徳原 英真
(TEL 06-6302-8141)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）並びに執行役員に対して、報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案を、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 78 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は 1,000 株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権の上限

200 個を各事業年度に係る株主総会の日から 1 年間以内の日に発行する新株予約権の上限とし、毎年割当ていたします。ただし、本総会終結の日以後において、上記（1）に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものといたします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額といたします。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から割当日後7年を経過する日までとします。

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12か月以内（ただし、権利行使期間内に限る）に限り権利行使をなしうるものとする。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものといたします。

(7)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(8)新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

(9)新株予約権のその他の情報

上記(1)から(8)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上